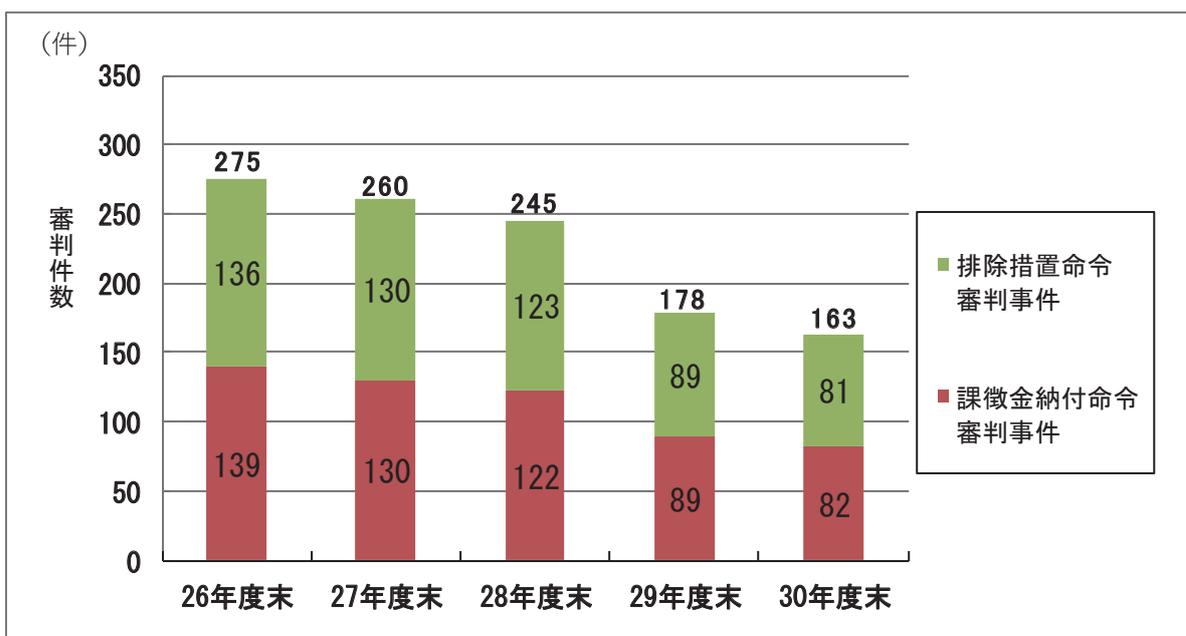


第3章 審判

第1 概説

平成30年度当初における審判件数は、前年度から繰り越されたもの178件（排除措置命令に係るものが89件，課徴金納付命令に係るものが89件）であった。平成30年度においては，審判開始を行った事件はなく，平成25年独占禁止法改正法（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成25年法律第100号〕をいう。）による改正前の独占禁止法（以下，特段の断りがない限り第3章において単に「独占禁止法」という。）に基づく審決を15件（排除措置命令に係る審決8件，課徴金納付命令に係る審決7件）行った。この結果，平成30年度末における審判件数（令和元年度に繰り越すもの）は163件となった。

図 審判件数の推移



(注) 審判件数は，行政処分に対する審判請求ごとに付される事件番号の数である。

表 平成30年度末における係属中の審判事件一覧

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (31. 3. 31現在)
1 ～ 12	22 (判) 17 ～ 28	三和シャッター工業(株)ほか3名	共同して全国におけるシャッターの需要者向け販売価格を引き上げる旨を合意していた。近畿地区におけるシャッターについて、共同して受注予定者を決定していた。 (22 (判) 17ないし21につき排除措置命令審判事件, 22 (判) 22ないし28につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	22. 10. 4	39回開催
13 ・ 14	24 (判) 40 ・ 41	(株)エディオン	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、当該納入業者の従業員等が有する販売に関する技術又は能力を要しない作業を行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、その費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為を行っていた。 (24 (判) 40につき排除措置命令審判事件, 24 (判) 41につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注)) 及び 第20条の6	24. 4. 24	29回開催
15	25 (判) 22	NTN(株)	産業機械用軸受及び自動車用軸受について、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第7条の2 (第3条後段)	25. 7. 17	9回開催
16 ～ 21	25 (判) 30 ～ 35	王子コーンスターチ(株)ほか2名	段ボール用でん粉について、共同して需要者渡し価格を引き上げる旨を合意していた。 (25 (判) 30ないし32につき排除措置命令審判事件, 25 (判) 33ないし35につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	25. 11. 7	15回開催

一連 番号	事件 番号	被審人	事件の内容	関係法条	審判手続 開 始 年 月 日	審判開催状況 (31. 3. 31現在)
22 ・ 23	26 (判) 1 ・ 2	ダイレックス (株)	取引上の地位が自社に対して劣っている納入業者に対して、新規開店又は改装開店に際し、当該納入業者が納入する商品以外の商品を含む当該店舗の商品の移動、陳列等の作業を開店前に行わせるため、あらかじめ当該納入業者との間でその従業員等の派遣の条件について合意することなく、かつ、派遣のために通常必要な費用を自社が負担することなく、当該納入業者の従業員等を派遣させる行為等を行っていた。 (26 (判) 1につき排除措置命令審判事件、26 (判) 2につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第19条 (第2条第9項 第5号 (注)) 及び 第20条の6	26. 8. 27	7回開催
24 ～ 159	26 (判) 3 ～ 138	レンゴー(株)ほ か36名	特定段ボールシート及び特定段ボールケースについて、共同して販売価格を引き上げる旨を合意していた。 (26 (判) 3ないし34, 65ないし101につき排除措置命令審判事件、26 (判) 35ないし64, 102ないし138につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26. 11. 7	5回開催
160 ～ 163	26 (判) 139 ～ 142	レンゴー(株)ほ か1名	大口需要者向け段ボールケースについて、共同して販売価格等を引き上げる旨を合意していた。 (26 (判) 139及び140につき排除措置命令審判事件、26 (判) 141及び142につき課徴金納付命令審判事件)	独占禁止法 第3条後段 及び 第7条の2	26. 11. 7	5回開催

(注) 平成21年独占禁止法改正法(私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律〔平成21年法律第51号〕)をいう。以下同じ。) 施行日前の行為については、平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の一般指定第14項

第2 審決

1 (株)小糸製作所に対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決(自動車メーカーが発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプの見積り合わせの参加業者による受注調整)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金(円)
平成25年(判)第11号及び第12号	25. 7. 17	14	30. 5. 30	13億8001万
平成25年(判)第13号及び第14号	25. 7. 17	14	30. 5. 30	2億7133万
平成25年(判)第15号及び第16号	25. 7. 17	14	30. 5. 30	8億 696万
平成25年(判)第17号及び第18号	25. 7. 17	14	30. 5. 30	2億2270万
平成25年(判)第19号及び第20号	25. 7. 17	14	30. 5. 30	7億4759万

(1) 被審人

名 称	所 在 地
㈱小糸製作所	東京都港区高輪四丁目8番3号

(2) 事件の経過

本件は、平成25年3月22日、公正取引委員会が、㈱小糸製作所（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第7条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第7条の2第1項の規定に基づき課徴金納付命令をそれぞれ行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、市光工業㈱（以下「市光工業」という。）及びスタンレー電気㈱（以下「スタンレー電気」といい、被審人とスタンレー電気を併せて「2社」、被審人、市光工業及びスタンレー電気を併せて「3社」という。）のうち下表の「被審人以外の違反事業者」欄記載の者とそれぞれ共同して、同表の「自動車メーカー」欄記載の自動車メーカー5社等（注1）が発注するヘッドランプ及びリアコンビネーションランプ（注2）（以下、併せて「ヘッドランプ等」という。）であって、それぞれ見積り合わせを実施して受注者を選定するもの（以下、それぞれ「日産自動車等発注の特定自動車用ランプ」（注3）、「トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ」、「富士重工業発注の特定自動車用ランプ」（注4）、「三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ」及び「マツダ発注の特定自動車用ランプ」といい、これらを併せて「自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプ」という。）について、遅くとも同表の「違反行為の始期」欄記載の時期以降、量産価格の低落防止等を図るため、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるようにすることにより、公共の利益に反して、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野における競争を実質的に制限していた（以下、日産自動車等発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為1」、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為2」、富士重工業発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為3」、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為4」及びマツダ発注の特定自動車用ランプに係るものを「本件違反行為5」といい、これらを併せて「本件各違反行為」という。）。

被審人の本件違反行為の実行期間は、独占禁止法第7条の2第1項の規定により、下表の「実行期間」欄記載のとおりであり、独占禁止法第7条の2の規定により算出された課徴金の額は、同表の「課徴金（円）」欄記載のとおりである。

（注1）「自動車メーカー5社等」とは、日産自動車等、トヨタ自動車、富士重工業、三菱自動車工業

及びマツダを併せたものをいう。

(注2)「ヘッドランプ」とは、自動車用ランプのうち、自動車の前面に搭載される前照灯、車幅灯、方向指示器等が組み合わされたものをいう。また、「リアコンビネーションランプ」とは、自動車用ランプのうち、自動車の後面に搭載される後退灯、尾灯、制動灯、方向指示器等が組み合わされたものをいう。

(注3)日産自動車等発注の特定自動車用ランプは、日産自動車等が発注するヘッドランプ等のうち日本国内で製造されるものである。また、同社らが見積り合わせを委託したRNPO（日産自動車等の関連会社である Renault Nissan Purchasing Organization をいう。以下同じ。）が見積り合わせを実施して、受注者を選定している。

(注4)富士重工業発注の特定自動車用ランプは、富士重工業が自ら又は他の自動車メーカーと共同して見積り合わせを実施して受注者を選定している。

自動車メーカー（注5）	違反行為の始期	被審人以外の違反事業者	課徴金納付命令	
			実行期間	課徴金（円）
日産自動車又は日産車体（以下、これらを併せて「日産自動車等」という。）	平成15年2月頃	市光工業 スタンレー電気	平成20年12月23日 ～平成23年12月22日	13億8001万
トヨタ自動車	平成19年2月頃	市光工業 スタンレー電気	平成20年5月24日 ～平成23年5月23日	2億7133万
富士重工業（注6）	平成14年7月頃	市光工業 スタンレー電気	平成20年12月23日 ～平成23年12月22日	8億 696万
三菱自動車工業	平成16年6月頃	スタンレー電気	平成20年8月22日 ～平成23年8月21日	2億2270万
マツダ	平成16年6月頃	スタンレー電気	平成20年8月22日 ～平成23年8月21日	7億4759万

(注5)本文の「ア 原処分の原因となる事実」以下においては、「欄」の記載を省略する。

(注6)平成29年4月1日に「SUBARU」に商号を変更した。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 3社又は2社は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて平成25年（措）第1号ないし第5号の各排除措置命令の命令書記載の合意をしていたか（争点1）

a 日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて

3社は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、遅くとも平成15年2月頃から平成23年12月22日までの間（以下「本件対象期間1」という。）にソーシング（注7）が実施された34物件のうち25物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値（注8）等の調整をして見積回答の提出を行うなど受注調整を行っていた。そして、3社の各営業担当者は、日産自動車等がソーシングを行って発注する日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、3社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるように見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している。これらのことからすると、3社は、遅くとも平成15年2月頃以降、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社

の要求仕様値等を調整することとしていたものと認められる。

また、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値等を調整するのみならず、その後のソーシングの様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、3社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、3社は、個別物件のソーシングにおいて、必要に応じて、受注予定者は積極的にVE提案（注9）による原価低減提案をし、他のサプライヤー候補（注10）は積極的にVE提案による原価低減提案をしない、自動車の量産が開始された後における各年度の値引率（プロダクティビティ）について受注予定者の見積価格より低くなるように調整する、見積回答後の日産自動車等又はRNPOとの交渉においても受注予定者は積極的に提案し、他のサプライヤー候補は積極的な提案をしない、日産自動車等からの値引き要請について情報交換するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、3社は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値等を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることにより受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、3社は、遅くとも平成15年2月頃までに、日産自動車等発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値等を調整する（受注予定者が受注できるように協力するという内容を含む。）旨の合意（以下「本件合意1」という。）をしたものと認められる。

（注7）「ソーシング」とは、日産自動車等が呼称する見積り合わせの手続をいう。

（注8）「要求仕様値」とは、製品単価（構成部品費、材料費、加工費等を合計したヘッドランプ等の部品費）及び型費（ヘッドランプ等の製造に必要な金型の製作費）を合わせたものをいう。

（注9）「VE提案」とは、原価低減のための技術提案（Value Engineering提案）をいう。

（注10）「サプライヤー候補」とは、自動車メーカー5社等が行う見積り合わせの参加者をいう。

b トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて

3社は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、遅くとも平成19年2月頃から平成23年5月23日までの間（以下「本件対象期間2」という。）に競合発注（注11）が実施された17物件のうちの16物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして、3社の各営業担当者は、トヨタ自動車が発注を行って納入業者を選定するトヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、3社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるように見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している。これらのことからすると、3社は、遅くとも平成19年2月以降、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回

答における要求仕様値を調整するのみならず、その後の競合発注の様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、3社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、3社は、個別物件の競合発注において、必要に応じて、VE提案による原価低減提案を調整するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、3社は、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、3社は、遅くとも平成19年2月頃までに、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意2」という。）をしたものと認められる。

（注11）「競合発注」とは、トヨタ自動車が呼称する見積り合わせの手続をいう。

c. 富士重工業発注の特定自動車用ランプについて

3社は、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、遅くとも平成14年7月頃から平成23年12月22日までの間（以下「本件対象期間3」という。）に競合（注12）が実施された26物件のうちの19物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして、3社の各営業担当者は、富士重工業が競合を行って納入業者を選定する富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、3社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるように見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している。これらのことからすると、3社は、遅くとも平成14年7月頃以降、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値を調整するのみならず、その後の競合の様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、3社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、3社は、個別物件の競合において、必要に応じて、VE提案を反映した見積価格の情報、見積回答後における富士重工業との交渉において再提出した見積価格の情報を連絡するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、3社は、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように3社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、3社は、遅くとも平成14年7月頃までに、富士重工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるよう

に3社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意3」という。）をしたものと認められる。

（注12）「競合」とは、富士重工業が呼称する見積り合わせの手続をいう。

d 三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて

2社は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、遅くとも平成16年6月頃から平成23年8月21日までの間（以下「本件対象期間4」という。）に見積り合わせが実施された13物件のうちの10物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして、2社の各営業担当者は、三菱自動車工業が見積り合わせを行って納入業者を選定する三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、2社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた旨、おおむね一致して供述している。これらのことからすると、2社は、遅くとも平成16年6月頃以降、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値を調整するのみならず、その後の見積り合わせの様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、2社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、2社は、個別物件の見積り合わせにおいて、必要に応じて、見積回答の再提案について調整するなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、2社は、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、2社は、遅くとも平成16年6月頃までに、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意4」という。）をしたものと認められる。

e マツダ発注の特定自動車用ランプについて

2社は、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、量産価格の低落防止等を図るため、遅くとも平成16年6月頃から平成23年8月21日までの間（以下「本件対象期間5」といい、本件対象期間1ないし本件対象期間5を併せて「本件各対象期間」という。）にコンペ（注13）が実施された18物件のうちの10物件について、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように要求仕様値の調整をして見積回答の提出を行うなどの受注調整を行っていた。そして、2社の各営業担当者等は、マツダがコンペを行って納入業者を選定するマツダ発注の特定自動車用ランプについて、2社の各営業担当者が集まって、受注予定者を決め、受注予定者が受注できるよう見積価格を調整するという受注調整を行うこととしていた

旨、おおむね一致して供述している。これらのことからすると、2社は、遅くとも平成16年6月頃以降、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整することとしていたものと認められる。

また、量産価格の低落防止等を図るためには、受注予定者を決定して、見積回答における要求仕様値を調整するのみならず、その後のコンペの様々な場面において、受注予定者が受注することができるように協力する必要がある、2社においても、その旨認識していたものと認められる。そして、実際、2社は、個別物件のコンペにおいて、必要に応じて、見積回答後におけるマツダとの交渉において、再度の見積回答を求められても、再度の見積回答には応じない、見積回答時に調整した受注予定者の要求仕様値を下回らない範囲でしか値下げに応じないなどにより、受注予定者が受注できるように協力していたことからすると、2社は、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整するとともに、必要に応じて適切な方法を講じることによって受注予定者が受注できるように協力することとしていたものと認められる。

以上によれば、2社は、遅くとも平成16年6月頃までに、マツダ発注の特定自動車用ランプについて、受注予定者を決定し、受注予定者が受注できるように2社の要求仕様値を調整する（受注予定者が受注できるように協力することを含む。）旨の合意（以下「本件合意5」といい、本件合意1ないし本件合意5を併せて「本件各合意」という。）をしたものと認められる。

（注13）「コンペ」とは、マツダが呼称する見積り合わせの手続きをいう。

④ 争点1の本件各合意は独占禁止法第2条第6項に規定する不当な取引制限（以下「不当な取引制限」という。）に該当するか（争点2）

本件各合意は、3社又は2社が、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて、話し合い等によって受注予定者をあらかじめ決定し、受注予定者が受注することができるように協力するという内容の取決めであり、本件各合意の参加者は、本来的には自由に見積価格等を定めることができるはずのところを、このような取決めがされたときは、これに制約されて意思決定を行うことになるという意味において、その事業活動が事実上拘束される結果となることは明らかであるから、本件各合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「その事業活動を拘束し」の要件を充足する。

また、本件各合意の成立により、3社又は2社の間に、前記の取決めに基づいた行動をとることを互いに認識し認容して歩調を合わせるという意思の連絡が形成されたものといえるから、本件各合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「共同して・・・相互に」の要件も充足する。

さらに、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」とは、当該取引に係る市場が有する競争機能を損なうことをいい、本件各合意のような受注調整の基本的な方法や手順等を取り決める行為によって競争制限が行われる場合には、当該取決めによって、その当事者である事業者らがその意思で自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの見積り合わせの手續に係る各市場に

における受注者及びその見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらすことをいうものと解される。

そして、本件各合意の参加者並びにその対象となった自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの取引の内容及びその範囲に加え、①本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについては、そのほぼ全ての物件について、3社又は2社の中から当該発注手続のサプライヤー候補が選定されていたこと、②本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについては、その大部分の物件について、3社又は2社が、本件各合意の内容に沿った受注調整を行って、受注予定者を決定し、受注予定者が受注することができるように協力していたこと、③本件各合意は、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの量産価格の低落防止等を目的とするものであったところ、3社又は2社が、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについて4年以上の期間にわたって継続的に個別物件において要求仕様値（等）（注14）を調整し受注に協力する旨の受注調整を行っていたという事実は、3社又は2社において、要求仕様値（等）を調整することで量産価格を左右できると考えていた証左といえることなどを併せ考慮すれば、本件各合意は、前記の状態をもたらし得るものであったといえる。しかも、本件各対象期間に見積り合わせが実施された自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプについては、そのほとんど全ての物件を3社又は2社のうちのいずれかが受注し、受注調整が行われた物件については、その大部分の物件を受注調整で受注予定者と決定された者が現に受注していたことからすると、本件各合意は、本件各対象期間中、自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプの各取引分野において、事実上の拘束力をもって有効に機能し、3社又は2社がその意思で前記各取引分野における受注者及びその見積価格をある程度自由に左右することができる状態をもたらしていたものと認めるのが相当である。

したがって、本件各合意は、独占禁止法第2条第6項にいう「一定の取引分野における競争を実質的に制限する」の要件を充足する。

加えて、このような本件各合意が、独占禁止法第2条第6項にいう「公共の利益に反して」の要件を充足するものであることも明らかである。

以上によれば、本件各合意は不当な取引制限に該当するものと認められる。

（注14）「要求仕様値（等）」とは、日産自動車等発注の特定自動車用ランプにおいては「要求仕様値等」をいい、トヨタ自動車発注の特定自動車用ランプ、富士重工業発注の特定自動車用ランプ、三菱自動車工業発注の特定自動車用ランプ及びマツダ発注の特定自動車用ランプにおいては「要求仕様値」をいう。

㊦ 争点3

a 本件各違反行為は独占禁止法第7条の2第1項第1号にいう「商品・・・の対価に係るもの」（以下「商品の対価に係るもの」という。）に該当するか

本件各合意は、受注予定者を決定し、要求仕様値（等）を調整することによって受注予定者が受注できるように協力するというものであり、商品の価格を制限するものであるから、商品の対価に係るものに該当するものと認めるのが相当である。

b 被審人が受注した審決案別紙3ないし7の各「被審人の課徴金算定の基礎となる売上額（税込み、円）」欄に金額の記載のあるヘッドランプ等（以下「審決案別紙

3ないし7の課徴金対象物件」という。)は独占禁止法第7条の2第1項にいう「当該商品」(以下「当該商品」という。)に該当するか

不当な取引制限等の摘発に伴う不利益を増大させてその経済的誘因を小さくし、不当な取引制限等の予防効果を強化することを目的とする課徴金制度の趣旨に鑑みると、当該商品とは、本件においては、本件各合意の対象とされた自動車メーカー5社等発注の特定自動車用ランプであって、本件各合意に基づく受注調整等の結果、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものをいうと解される。

審決案別紙3の課徴金対象物件は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプであって、本件合意1の対象商品であり、審決案別紙8及び別紙9で認定した受注調整が本件合意1の内容に沿ったものであったことからすると、前記各物件については、本件合意1に基づいて受注調整が行われたものと認められる。そうすると、審決案別紙3の課徴金対象物件は、日産自動車等発注の特定自動車用ランプであって、本件合意1に基づいて受注調整が行われ、具体的な競争制限効果が発生するに至ったものと認められ、当該商品に該当するものと認められる。

また、審決案別紙4ないし別紙7の課徴金対象物件についても、同様に、当該商品に該当するものと認められる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項

2 (株)山陽マルナカに対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決(食品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用)

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金(円)
平成23年(判)第82号及び第83号	23.10.19	14	31.2.20	1億7839万

(1) 被審人

名称	所在地
(株)山陽マルナカ	岡山市南区平福一丁目305番地の2

(2) 事件の経過

本件は、平成23年6月22日、公正取引委員会が、(株)山陽マルナカ(以下(2)及び(3)において「被審人」という。)に対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第20条の6の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して、排除措置命令を変更するとともに、課徴金納付命令の一部を取り消す旨の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、遅くとも平成19年1月から平成22年5月18日までの間、自己の取引上の地位が「特定納入業者」（注1）に優越していることを利用して、特定納入業者に対し、正常な商慣習に照らして不当に、①新規開店、全面改装、棚替え等の際し、特定納入業者の従業員等を派遣させ、②新規開店又は自社が主催する催事等の実施の際し、金銭を提供させ、③食品課商品（注2）のうち、被審人が独自に定めた販売期限を経過したものを返品し、④食品課商品のうち季節商品の販売時期の終了等に伴う商品の入替えを理由として割引販売を行うこととしたもの及び食品課商品又は日配品課商品（注3）のうち全面改装に伴う在庫整理を理由として割引販売を行うこととしたものについて、取引の対価の額を減じ、⑤クリスマスケーキ等のクリスマス関連商品を購入させていたものであって、以上の行為（以下「本件各行為」という。）は独占禁止法第2条第9項第5号（平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日前においては平成21年公正取引委員会告示第18号による改正前の不公正な取引方法〔昭和57年公正取引委員会告示第15号〕〔以下「旧一般指定」という。〕第14項）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下、原処分認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。独占禁止法第20条の6の規定により、本件違反行為の期間は平成19年5月19日から平成22年5月18日までの3年間であり、本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日以後に係るものについて、被審人の特定納入業者165社それぞれとの間における購入額（合計額は222億1605万4358円）を前提に算出された課徴金の額は2億2216万円である。

（注1）「特定納入業者」とは、納入業者（被審人が自ら販売する商品を、被審人に直接販売して納入する事業者のうち、被審人と継続的な取引関係にある者をいう。以下同じ。）のうち取引上の地位が被審人に対して劣っている者をいう。

（注2）「食品課商品」とは、被審人の食品課が取り扱っている調味料等の商品をいう。

（注3）「日配品課商品」とは、被審人の日配品課が取り扱っている牛乳等の商品をいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

⑦ 本件各行為は、被審人が、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に行ったものか（争点1）

a 優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に同法第2条第9項第5号（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項〔第1号ないし第4号〕）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者（以下「甲」という。）が、相手方（以下「乙」という。）に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、乙はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、甲はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえる

からである。

b 優越的地位の濫用の判断基準

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば、甲が乙に対し、取引上の地位が優越しているというためには、甲が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく、乙との関係で相対的に優越した地位にあれば足りると解される。また、甲が乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって、乙の甲に対する取引依存度が大きい場合、甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合、乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合、また、甲との取引の額が大きい、甲の事業規模が拡大している、甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する、又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には、乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また、「不利益行為」(注4)を甲が行い、乙がこれを受け入れている事実が認められる場合、これを受け入れるに至った経緯や態様によっては、それ自体、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものというべきである。なぜなら、取引関係にある当事者間の取引を巡る具体的な経緯や態様には、当事者間の相対的な力関係が如実に反映されるからである。

したがって、甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては、①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実のほか、乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合、これを受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

そして、甲が乙に対して優越的な地位にあると認められる場合には、甲が乙に不利益行為を行えば、通常は、甲は自己の取引上の地位が乙に対して優越していることを利用してこれを行ったものと認められ、このような場合、乙は自由かつ自主的な判断に基づいて不利益行為を受け入れたとはいえず、甲は正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第2条第9項第5号所定の行為を行っていたものと認めるのが相当である。

(注4)「不利益行為」とは、独占禁止法第2条第9項第5号イないしハが規定する行為をいう。

c 被審人の取引上の地位が165社に対して優越しているか否か

(a) 被審人の市場における地位

被審人は、岡山県の区域内において食料品等の小売業を営む事業者として有力な地位にあったと認められる。

(b) 被審人と165社の関係

- i 165社のうち32社については、前記(a)の事実に加え、32社の被審人に対する取引依存度が大きいこと等の事実を考慮すれば、32社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、32社は、公正取引委員会からの報告命令における「被審人との取引を継続できず、被審人に代わる取引先を見つける必要が生じた場合の状況」についての設問（以下「取引先変更可能性の設問」という。）に対し、「被審人に代わる取引先を見つけること又は他の取引先との取引を増やすことで被審人との取引停止に伴う損失を補うことは困難である」との回答（以下「取引先変更困難との回答」という。）をし、被審人との取引を継続することの必要性についての設問（以下「取引継続必要性の設問」という。）に対し、これを肯定する回答等をしている。この点、前記に考慮した事実からすれば、32社には被審人との取引の維持・継続を重要視するに足りる客観的状況が認められるものといえ、前記の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして、32社については、後記d(a)ないし(d)に認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められる。後記eに詳述するとおり、32社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様は、それ自体、被審人が32社に対してその意に反するような要請等を行っても、これが甘受され得る力関係にあったことを示すものである。このことからすれば、32社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、32社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は32社に対して優越していたものと認められる。

- ii 165社のうち28社については、前記(a)の事実に加え、28社の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば、28社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、28社は、公正取引委員会からの報告命令における取引先変更可能性の設問に対し、取引先変更困難との回答をし、取引継続必要性の設問に対し、これを肯定する回答等をしている。この点、前記に考慮した事実からすれば、28社には被審人との取引の維持・継続を重要視するに足りる客観的状況が認められるものといえ、前記の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして、28社についても、後記d(a)ないし(d)に認定する被審人による不利

益行為を受け入れていた事実が認められるところ、後記eのとおり、28社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、28社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、28社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は28社に対して優越していたものと認められる。

- iii 165社のうち51社については、前記i又はiiと同等の状況にはないとしても、前記(a)の事実に加え、51社において被審人との取引を主に担当している営業拠点の被審人に対する取引依存度が大きいこと、あるいは、同営業拠点の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば、51社にとっては、被審人との取引の継続が困難となれば、当該営業拠点の収益の大幅な落込みが予想され、岡山県の区域内における事業方針の修正を余儀なくされるなど、全社的にみてもその後の事業経営に大きな支障を来すことが看取できる。

また、51社は、公正取引委員会からの報告命令における取引先変更可能性の設問に対し、取引先変更困難との回答をし、取引継続必要性の設問に対し、これを肯定する回答等をしている。この点、被審人との取引の継続や被審人からの各種要請等の受入れを判断するのは、通常、被審人との取引を主に担当している営業拠点において、日常的に被審人と密接な関係を築いている当該取引の担当者であるところ、前記に考慮した各事実からすれば、51社には、当該営業拠点や当該担当者が被審人との取引の維持・継続を重要視するに足りる客観的状況が認められるものといえ、前記の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

そして、51社についても、後記d(a)ないし(d)に認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められるところ、後記eのとおり、51社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、51社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、51社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は51社に対して優越していたものと認められる。

- iv 165社のうち16社については、前記iないしiiiと同等の状況にはないとしても、前記(a)の事実に加え、資本金額、年間総売上高、従業員数などに照らして16社の事業規模が極めて小さいと認められること等の事実を考慮すれば、被審人に対する取引依存度が小さいことを勘案しても、なお16社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、被審人との取引に係る取引先変更可能性や取引の必要性、重要性に関する16社の公正取引委員会からの報告命令に対する回答内容等は、前記に考慮した客観的状況に沿うものといえる。

そして、16社についても、後記d (a)ないし (d)に認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められるところ、後記eのとおり、16社がこれら不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様からすれば、16社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

以上を総合的に考慮すれば、16社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は16社に対して優越していたものと認められる。

v 165社のうち38社については、審決別紙5に認定した事実をみても、前記i ないしivと同等の状況にあるとは認められない。

これらの事情を総合的に考慮すれば、前記(a)の事実を勘案しても、38社にとって、被審人との取引の継続が困難になることが直ちに事業経営上大きな支障を来すものとは認められない。

また、後記eのような被審人による不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様を勘案しても、38社については、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すために、被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったとまではなお断ずることはできない。

その他、被審人が38社に対して優越的な地位にあったと認めるに足りる的確な証拠はない。

d 本件各行為は不利益行為に当たるか

(a) 本件従業員等派遣

i 従業員等の派遣を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが、このような取引についてみれば、売主は、買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ、買主が小売業者である場合に、買主の新規店舗の開設、既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に、買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させる作業や、接客するという作業などは、本来買主が行うべき役務であって、売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること（以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。）は、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たることになる。

もっとも、新規店舗開設等作業のための従業員等派遣については、例外的に、①従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣される従業員等の人件費、交通費及び宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合、②従

業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものなどであって、従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合は、不利益行為には当たらないと解される（以下「従業員等派遣例外事由」という。）。

ii 本件に係る判断

本件従業員等派遣に応じた従業員等の作業内容によれば、本件従業員等派遣は、新規店舗開設等作業のための従業員等派遣であると認められる。

また、被審人は、従業員等の業務内容等の派遣の条件について、あらかじめ146社（注5）と合意しておらず、かつ、派遣される従業員等の人件費等の派遣のために通常必要な費用を負担していなかったものであり、従業員等派遣例外事由の①には該当しない。

さらに、被審人の要請により派遣された納入業者の従業員等が行う作業は、接客を含め当該納入業者が被審人に納入する商品と他の納入業者が被審人に納入する商品とで区別なく行われたものであって、被審人は、納入業者から本件従業員等派遣を受けるに当たり、当該納入業者から購入する商品を増やす等の見返りを約束するものではなかったものであり、従業員等派遣例外事由の②には該当しない。

以上のとおり、従業員等派遣例外事由には該当せず、その他の特段の事情も認められないことから、本件従業員等派遣は、不利益行為に当たると認められる。

（注5）従業員等派遣を行った納入業者

(b) 本件金銭の提供

i 金銭の提供を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが、このような取引についてみれば、売主は、買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したこととなるところ、契約等に別段の定めがなく、協賛金等の名目で売主が買主のために本来提供する必要のない金銭を提供することは、提供した金銭がそのまま売主の損失となることから、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たる。

もっとも、例外的に、協賛金等の名目で提供した金銭について、その負担額、算出根拠及び用途等について、あらかじめ事業者が相手方に対して明らかにし、かつ、当該金銭の提供による相手方の負担が、その提供を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合は、不利益行為には当たらないと解される（以下「金銭提供例外事由」という。）。

ii 本件に係る判断

本件金銭の提供について、被審人と131社（注6）との間における契約等に別段の定めはなく、本件金銭の提供は、被審人の仕入担当者が、各自の担当する131社の担当者に対し、新規開店の際のアドバルーン代等の費用に当

てるために金銭の提供を要請し、金銭の提供を受けていたものであり、131社にとっては、本来提供する必要のないものである。

そして、被審人は、本件金銭の算出根拠及び用途等について、あらかじめ131社に対して明らかにしておらず、かつ、納入する商品の販売促進につながるなど、本件金銭の提供を通じて131社が得ることとなる直接の利益も認められないことから、金銭提供例外事由に該当するとは認められない。

以上のとおり、金銭提供例外事由には該当せず、その他の特段の事情も認められないことから、本件金銭の提供は、不利益行為に当たると認められる。

(注6) 金銭の提供を行った納入業者

(c) **本件返品及び本件減額**

i **返品及び減額が不利益行為に当たる場合**

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であるが、このような取引についてみれば、売主の責めに帰すべき事由がない場合の商品の返品及び代金の減額は、一旦締結した売買契約を反故にしたり、売主に対して、売れ残りリスクや値引き販売による売上額の減少など買主が負うべき不利益を転嫁したりする行為であることから、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような行為は、原則として不利益行為に当たると解される。

もともと、返品に関しては、例外的に、①商品の購入に当たって、相手方との合意により返品を明確に定め、その条件に従って返品する場合、②あらかじめ相手方の同意を得て、かつ、商品の返品によって相手方に通常生ずべき損失を自己が負担する場合、③相手方から商品の返品を受けたい旨の申出があり、かつ、相手方が当該商品を処分することが相手方の直接の利益となる場合は、不利益行為には当たらないと解される（ただし、前記①については、返品が相手方の得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的であると認められる範囲を超えた負担となり、相手方に不利益を与えることとなる場合には、不利益行為に当たる。以下「返品例外事由」という。）。

また、減額に関しても、例外的に、①対価を減額するための要請が対価に係る交渉の一環として行われ、その額が需給関係を反映したものであると認められる場合、②相手方から値引き販売の原資とするための減額の申出があり、かつ、当該値引き販売を実施して当該商品が処分されることが相手方の直接の利益となる場合は、不利益行為には当たらないと解される（以下「減額例外事由」という。）。

ii **本件に係る判断**

(i) **本件返品について**

・ **10社（注7）中1社を除く9社に対する返品**

本件返品のうち9社に対する返品は、被審人の定めた販売期限を経過したことを理由とするものであって、売主の責めに帰すべき事由のない返品である。

そして、9社に対する返品については、返品例外事由には該当せず、

その他の特段の事情も認められないことから、9社に対する返品は、不利益行為に当たると認められる。

・ **前記1社に対する返品**

本件返品のうち前記1社に対する返品については、賞味期限切れの商品が消費者に販売されることを防ぐために、同社において返品を受け入れたものであって、被審人の定めた販売期限の経過を理由とするものであると認めることはできず、他にこれを認めるに足りる証拠はないから、不利益行為に当たるとは認められない。

(注7) 審査官により本件返品を受けたと主張されている納入業者

(ii) **本件減額について**

23社(注8)に対する本件減額のうち、半額処分に伴う減額は、被審人が、買取取引で仕入れた食品課商品の入替えを行う際に半額処分を行った場合、又は売り尽くしセールに伴う減額は、被審人が、同セールの際に買取取引で仕入れた食品課商品又は日配品課商品を割引販売した場合に行われたものであって、いずれも売主である納入業者の責めに帰すべき事由のないものである。

そして、本件減額については、減額例外事由に該当せず、その他の特段の事情も認められないことから、本件減額は、不利益行為に当たると認められる。

(注8) 本件減額を受け入れた納入業者

(d) **本件商品の購入**

i **取引に係る商品又は役務以外の商品の購入要請が不利益行為に当たる場合**

ある事業者と継続的な取引関係にある相手方が、自己の事業遂行上必要としない、又は、その購入を希望していないにもかかわらず、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務(以下「不必要商品等」という。)をその事業者から購入することは、当該相手方にとって通常は何ら合理性のないことであり、原則として不利益行為に当たることとなる。

もっとも、例外的に、相手方に対し特定の仕様を指示して商品の製造又は役務の提供を発注する際に、当該商品又は役務の内容を均質にするため又はその改善を図るため必要があるなど合理的な必要性から、当該相手方に対して当該商品の製造に必要な原材料や当該役務の提供に必要な設備を購入させる場合は、不利益行為には当たらないと解される(以下「商品購入要請例外事由」という。)

ii **本件に係る判断**

本件商品は、一般消費者向けに販売されるものであり、被審人と17社(注9)との取引に係る商品ではなく、17社の事業遂行上必要としないものであることは明らかであり、また、被審人は、販売ノルマを設定するなど組織的かつ計画的に17社に対し、繰り返し本件商品の購入を要請するなどした結果、17社が本件商品を購入したことからすれば、17社は自発的に本件商品の購入を希望していたものとは認められず、本件商品は、17社にとって不必要

商品等であった。

そして、被審人が本件商品を17社に販売する行為については、商品購入要請例外事由には該当せず、その他の特段の事情も認められないことから、不利益行為に該当するものと認められる。

(注9) 本件商品を購入した納入業者

(e) **小括**

以上のとおり、本件各行為（前記1社に対する返品を除く。）は、いずれも不利益行為に該当するものと認められる。

e **165社が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等**

被審人は、消費者に販売するために商品を購入業者から購入する大規模な小売業者であり、他方で165社は、自ら製造し、あるいは自ら仕入れた商品を、被審人に販売する納入業者であって、165社に対する前記d認定の不利益行為は、このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景としたものである。

このような背景の下、前記d認定の不利益行為は、165社という多数の取引の相手方に対して、遅くとも平成19年1月から平成22年5月18日までの長期間にわたり、被審人の利益を確保することなどを目的として、役員等の指示の下、組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

以上のような不利益行為を165社が受け入れるに至った経緯や態様は、それ自体、被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても、一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから、前記cにおいて被審人の165社に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり、前記d認定の不利益行為を受け入れていた納入業者については、被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

f **優越的地位の濫用に該当するか**

前記cのとおり、被審人の取引上の地位は127社に対して優越していたことが認められ、また、前記dのとおり、被審人は127社を含む165社に対して不利益行為を行っていたことが認められる。

そうだとすれば、これら被審人による不利益行為のうち、被審人の取引上の地位が優越していた127社に対する行為は、優越的地位を利用して行われたものと認められ、127社の自由かつ自主的な判断による取引を阻害したものであり、正常な商慣習に照らして不当に行われたものと認めるのが相当である。

したがって、被審人は、審査官の主張する違反行為期間中、自己の取引上の地位が127社に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第2条第9項第5号のイ、ロ及びハ（平成21年独占禁止法改正法の施行日前については、旧一般指定第14項第1号、第2号及び第3号）に該当する行為を行っていたものであり、当該行為は、優越的地位の濫用に該当すると認められる。

他方、38社については、被審人が38社に対して優越的地位を有していたことを

認めるに足りる証拠はないから、38社に対する行為は、優越的地位の濫用に該当すると認めることはできない。

㊦ 本件各行為は、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用に該当するか（争点2）

優越的地位の濫用行為の規制趣旨に照らせば、独占禁止法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項第1号ないし第4号に該当する行為は、これが複数みられるとしても、また、複数の取引先に対して行われたものであるとしても、それが組織的、計画的に一連のものとして実行されているなど、それらの行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されると解するのが相当である。

これを本件についてみるに、被審人による不利益行為がなされた経緯等については、前記㊦ eのとおりであり、被審人は、自己の取引上の地位が優越していると認められる127社を含む多数の取引の相手方に対して、遅くとも平成19年1月から平成22年5月18日までの長期間にわたり、自社の利益を確保することなどを目的として、役員等の指示の下、組織的かつ計画的に一連のものとして、前記の不利益行為を行ったものである。

したがって、127社に対する不利益行為は、優越的地位の濫用として一体として評価することができ、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制される。

㊧ 本件における違反行為期間（独占禁止法第20条の6にいう「当該行為をした日から当該行為がなくなる日までの期間」をいう。以下同じ。）（争点3）

優越的地位の濫用の規制趣旨（前記㊦ a）に照らせば、独占禁止法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項第1号ないし第4号に該当する行為を行為者の優越的地位の濫用として一体として評価できる場合には、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されることになり、課徴金算定の基礎となる違反行為期間についても、それを前提にして、不利益行為が最初に行われた日を独占禁止法第20条の6にいう「当該行為をした日」とし、不利益行為がなくなったと認められる日を同条にいう「当該行為がなくなる日」とするのが相当である。

これを本件についてみると、127社に対する不利益行為は独占禁止法上一つの優越的地位の濫用に該当するものであることから（前記㊦）、本件の違反行為期間は、本件排除措置命令（注10）による違反行為の認定を基に本件課徴金納付命令（注11）が認定したとおり、平成19年5月19日から平成22年5月18日までということになる。

（注10）「本件排除措置命令」とは、平成23年6月22日付け排除措置命令（平成23年（措）第5号）をいう。

（注11）「本件課徴金納付命令」とは、平成23年6月22日付け課徴金納付命令（平成23年（納）第87号）をいう。

㊨ 本件各命令（注12）の適法性（争点4）

（注12）「本件各命令」とは本件排除措置命令及び本件課徴金納付命令をいう。

a 本件排除措置命令書における理由の記載に不備はないか

独占禁止法第49条第1項が、排除措置命令書に「公正取引委員会の認定した事実及びこれに対する法令の適用」を示さなければならないとしているのは、排除措置命令が、その名宛人に対して当該命令の主文に従った排除措置の履行義務を

課すなど名宛人の事業活動の自由等を制限するものであることに鑑み、公正取引委員会の判断の慎重と合理性を担保してその恣意を抑制するとともに、排除措置命令の理由を名宛人に知らせて不服の申立てに便宜を与えるためのものと解される。

このような排除措置命令の性質及び排除措置命令書に前記の記載が必要とされる趣旨・目的に鑑みれば、排除措置命令書に記載すべき理由とは、違反行為に関する認定事実のほか、いかなる事実関係に基づき排除措置が命じられたのかを、名宛人においてその記載自体から了知し得るものでなければならない。

これを本件についてみると、本件排除措置命令書には、特定納入業者に該当するかの考慮要素及び被審人が特定納入業者に対して具体的にいかなる態様の行為をどの程度行ったのかという、命令の原因となる事実と、前記の行為は、独占禁止法第2条第9項第5号（平成21年独占禁止法改正法の施行前においては旧一般指定第14項）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するなどという、命令の根拠法条は示されているが、前記の行為の相手方である特定納入業者については、具体的には特定されていない。

そうすると、本件排除措置命令書のみからは、被審人において、いずれの相手方に対する自己の行為が優越的地位の濫用との評価を受けたかを具体的に知ることはできず、いずれの相手方に対する行為を違反行為として甘受し、いずれの相手方に対する行為を争うべきかを、的確に判断することが困難であって、被審人の不服申立ての便宜には適わないものともいえる。このことからすれば、本件排除措置命令書のみをみる限り、その理由の記載には不備があったものと考えられる。

しかし、本件において、公正取引委員会は、被審人に対し、独占禁止法第49条第5項等の規定に基づいて、「予定される排除措置命令の内容」等を記載した文書を送達する際に、被審人による本件違反行為の相手方とされた165社が記載された一覧表を同封しており、その後、独占禁止法第49条第2項等の規定に基づいて本件排除措置命令書の謄本を被審人に送達する際にも、前記と同内容の一覧表を同封している。

このように、被審人は、本件排除措置命令に先立ち、本件違反行為の相手方を了知し得る状態で、意見の陳述及び証拠の提出の機会である事前手続を経ていることが明らかであり、本件排除措置命令書の謄本送達時には、本件違反行為の相手方を当然に知り得る状態にあったといえる。そうだとすれば、被審人は、本件排除措置命令において、いずれの相手方に対する自己のいかなる行為が独占禁止法第2条第9項第5号又は旧一般指定第14項に該当する優越的地位の濫用との評価を受け、排除措置を命じられたのかを了知し得るものでなかったとはいえない。

したがって、前記のとおり本件排除措置命令書自体には、本件違反行為の相手方を具体的に特定していないという不備はあったものの、理由の付記に取消しを免れないような不備があったとまではいえない。

b 本件課徴金納付命令書における理由の記載に不備はないか

前記 a と同旨

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項及び第3項

3 クアルコム・インコーポレイテッドに対する排除措置命令に係る審決（CDMA携帯電話端末等に係るライセンス契約に伴う拘束条件付取引）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日
平成22年（判）第1号	22.1.5	31	31.3.13

(1) 被審人

名 称	所 在 地
クアルコム・インコーポレイテッド	アメリカ合衆国カリフォルニア州サンディエゴ市モアハウス・ドライブ5775番地

(2) 事件の経過

本件は、平成21年9月28日、公正取引委員会が、クアルコム・インコーポレイテッド（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第20条第1項の規定に基づき排除措置命令を行ったところ、被審人は、同命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（排除措置命令を取り消す旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人が、被審人等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯無線通信（注1）に係る知的財産権について、国内端末等製造販売業者（注2）に対してその実施権等を一括して許諾する契約を締結するに当たり、国内端末等製造販売業者等（注3）が保有し又は保有することとなる知的財産権について実施権等は無償で許諾することを余儀なくさせ、かつ、国内端末等製造販売業者等がその保有し又は保有することとなる知的財産権に基づく権利主張を行わない旨を約することを余儀なくさせており、これは、国内端末等製造販売業者の事業活動を不当に拘束する条件を付けて、国内端末等製造販売業者と取引しているものであって、平成21年独占禁止法改正法による改正前の独占禁止法第2条第9項第4号（旧一般指定第13項）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下「本件違反行為」という。）。

（注1）「CDMA携帯無線通信」とは、携帯無線通信のうち、第三代携帯無線通信規格（標準化機関において、我が国における第三代の携帯無線通信の標準規格として承認されたもの）に適合するものをいう。なお、第三代携帯無線通信の接続方式である符号分割多元接続方式を「CDMA」という。

（注2）「国内端末等製造販売業者」とは、我が国の携帯電話端末又は携帯電話基地局の製造販売業者をいう。

（注3）「国内端末等製造販売業者等」とは、国内端末等製造販売業者、その親会社及び関連会社を含むものをいう。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

⑦ 本件無償許諾条項等（注4）を規定した本件ライセンス契約の締結が、国内端末等製造販売業者の事業活動を拘束するものとして、公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）を有し、旧一般指定第13項に該当するか（争点1）

（注4）「本件無償許諾条項等」とは、「本件無償許諾条項」（国内端末等製造販売業者が、被審人に対し、被審人等によるCDMA携帯電話端末（注5）及びCDMA部品（注6）の製造、販売等のために、本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権の一身専属的〔譲渡禁止〕、全世界的及び非排他的な実施権を許諾する条項）、「被審人等に対する非係争条項」（国内端末等製造販売業者が、被審人等によるCDMA部品の製造、販売等又はこれに加えて被審人の顧客が被審人のCDMA部品を自社の製品に組み込んだことについて、本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する条項）及び「被審人のライセンシーに対する非係争条項」（国内端末等製造販売業者が、被審人のライセンシーに対し、当該被審人のライセンシーによるCDMA携帯電話端末等（注7）の製造、販売等について、本件ライセンス契約において対象として特定された国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権に基づいて権利主張を行わないことを約束する条項）の総称をいう。

（注5）「CDMA携帯電話端末」とは、CDMA携帯無線通信を行う携帯電話端末をいう。

（注6）「CDMA部品」とは、CDMA携帯電話端末及びCDMA基地局（注8）に利用される半導体集積回路（チップ）その他のCDMA携帯電話基地局用部品をいう。

（注7）「CDMA携帯電話端末等」とは、CDMA携帯電話端末、CDMA基地局及びCDMA部品を併せたものをいう。

（注8）「CDMA基地局」とは、CDMA携帯無線通信を行うための基地局をいう。

a 不当な拘束条件付取引に該当する場合

本件違反行為が旧一般指定第13項に該当するかどうかを判断するに当たっては、被審人が国内端末等製造販売業者との間で締結した本件ライセンス契約において本件無償許諾条項等を規定することにより国内端末等製造販売業者の事業活動を拘束することが、公正な競争を阻害するおそれがあるといえることができるかどうかを判断する必要がある。

本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約は、基本的な契約の構造としては、被審人が保有する知的財産権の実施権を許諾するのに対し、国内端末等製造販売業者も保有する知的財産権の非独占的な実施権を許諾するというクロスライセンス契約としての性質を有し（被審人のライセンシーに対する非係争条項も、国内端末等製造販売業者と同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーが、相互に保有する知的財産権の使用を可能とするものとして、クロスライセンス契約に類似した性質を有するものと認めるのが相当である。）、クロスライセンス契約を締結すること自体は原則として公正競争阻害性を有するものとは認められないことからすると、公正な競争秩序に悪影響を及ぼす可能性があると認められるためには、本件ライセンス契約について、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するなどしている点についての証拠等に基づくある程度具体的な立証等が必要になる。

b 本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあるものと推認できる程度に不合理か否か

審査官は、①本件無償許諾条項等の適用範囲が広範であること、②本件無償許諾条項等が無償ライセンスとしての性質を有すること、③本件無償許諾条項等が

不均衡であることから、本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であると主張するが、後記(a)ないし(c)のとおり、いずれもその根拠を欠くものといえる。

(a) **本件無償許諾条項等の適用範囲が広範であるという点について**

i **知的財産権の範囲**

実施権の許諾等の対象となる知的財産権の範囲は、通常のものとは異なり、特に広範なものであると認めるに足りる証拠はない。

また、国内端末等製造販売業者は、一方で、被審人等に対し、国内端末等製造販売業者等が保有する知的財産権について、本件無償許諾条項等により実施権を許諾し、又は、権利主張を行わないと約束するものの、他方で、被審人から、被審人等が保有するCDMA携帯無線通信に係る技術的必須知的財産権（注9）及び商業的必須知的財産権（注10）の実施権の許諾を受けたり、他の被審人のライセンサーから、保有する技術的必須知的財産権についての権利主張をされなかつたりすることを考慮すると、これが広範なものであるとは認められない。

（注9）「技術的必須知的財産権」とは、当該知的財産権を侵害することなく、標準規格を満足する装置、機器、システム又はソフトウェアの製造、販売又は使用が技術的に不可能な工業所有権をいう。

（注10）「商業的必須知的財産権」とは、技術的必須知的財産権には該当しないものの、装置、機器、システム又はソフトウェアに競争上の優位性を与えたり、市場で合理的に要求される可能性のある機能その他の特徴を与えたりする知的財産権をいう。

ii **知的財産権の取得時期（改良期間（注11））**

国内端末等製造販売業者14社のうちの9社との本件ライセンス契約では、技術的必須知的財産権の改良期間が無期限と定められているが、そもそも技術的必須知的財産権は、標準規格を構成するものであり、CDMA携帯電話端末等の製品の差別化要素となるものではなく、しかも、被審人も、（本件ライセンス契約が存続する限り）国内端末等製造販売業者に対し、本件ライセンス契約の発効日から無期限の期間に開発又は取得することとなる知的財産権の実施権の許諾等をするようになることから、広範なものであるとは認められない。

また、国内端末等製造販売業者14社のうちの5社との本件ライセンス契約では、技術的必須知的財産権の改良期間は、契約発効日から一定の期間内と定められており、他の事業者の製品との差別化の要素となる商業的必須知的財産権については、前記の国内端末等製造販売業者14社全てとの間の本件ライセンス契約において、いずれも本件ライセンス契約の発効日から一定の期間内と定められている上、この改良期間は、被審人が国内端末等製造販売業者に対して実施権を許諾する技術的必須知的財産権及び商業的必須知的財産権の実施権と共通のものであることからすると、本件ライセンス契約の発効日以前に開発又は取得したもののみならず、本件ライセンス契約で定められた改良期間に開発又は取得することとなるものも含まれるということをもつ

て、その範囲が広範なものであるとは認められない。

(注11)「改良期間」とは、本件無償許諾条項等において実施権の許諾や権利主張をしないことの約束の対象となる権利の取得時期をいう。

iii 相手方の範囲

本件無償許諾条項に基づいて国内端末等製造販売業者が被審人に対して知的財産権の実施権を許諾することによって権利行使が制限される相手方の範囲は、被審人等のほか、被審人等からCDMA部品を購入した者（被審人の顧客）であるが、実際に国内端末等製造販売業者が被審人の顧客に対して権利行使をすることができなくなるのは、当該被審人の顧客が被審人等のCDMA部品に使用された知的財産権によって国内端末等製造販売業者の知的財産権を侵害する場合に限られ、被審人等のCDMA部品を組み込まない顧客の製品の部分又は機能によって知的財産権を侵害された場合には、権利行使をすることを妨げられない。

また、被審人等に対する非係争条項は、国内端末等製造販売業者等が開発若しくは取得し、又は開発若しくは取得することとなる知的財産権の一部について、本件無償許諾条項の対象とすることを避け、国内端末等製造販売業者が権利行使を制限される範囲を具体的に定めるために規定されたものであり、本件無償許諾条項よりも権利行使が制限される相手方の範囲が狭くなるように定められている。

さらに、被審人のライセンシーに対する非係争条項については、これによって権利行使が制限される相手方の範囲が、同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーに限られる。

よって、権利行使が制限される相手方の範囲について、これが広範なものとは認められない。

iv 本件ライセンス契約の期間

本件ライセンス契約の契約期間にかかわらず、国内端末等製造販売業者は、改良期間終了後に開発又は取得することとなる知的財産権を別途行使できるから、本件ライセンス契約の契約期間が無期限あるいは長期間であるということをもって、国内端末等製造販売業者が行使できなくなる知的財産権の範囲が広範であるとは認められない。

(b) 無償ライセンスとしての性質を有するという点について

i 本件無償許諾条項及び被審人等に対する非係争条項については、本件ライセンス契約において、国内端末等製造販売業者は、一方で、本件無償許諾条項等に基づき、被審人に対し、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなる知的財産権について、実施権を許諾し、又は、一定の範囲の相手方に対してその権利主張をしないことを約束するほか、一時金（注12）とロイヤルティ（注13）という金員を支払うものとされているものの、他方で、被審人等が保有し又は保有することとなる知的財産権の実施権の許諾を得ていることからすると、本件無償許諾条項等だけを取り出して、国内端末等製造販売業者が何らの対価も得られないままに義務付けられたものと解釈

することは、クロスライセンスとしての性質を有する本件ライセンス契約の解釈として相当ではなく、これをもって本件無償許諾条項等が対価のない無償のものであると評価することはできない。

また、本件ライセンス契約の契約書には、本件無償許諾条項について、金員の支払を定めない「royalty free」という文言がある一方で、「fully-paid」という文言があるほか、一部の国内端末等製造販売業者の本件ライセンス契約の契約書の前文には、本件無償許諾条項等を含む規定が、全体として、被審人からの知的財産権の実施権の許諾についての対価の一部を構成していることを示す記載もされていることからすると、本件ライセンス契約の契約書の文言から、本件無償許諾条項や被審人等に対する非係争条項が、対価を有しない無償のものであると認めることはできない。

(注12)「一時金」とは、契約締結時及び契約改定時に支払われる一定額の金員をいう。

(注13)「ロイヤルティ」とは、暦四半期ごとに、同期間中に国内端末等製造販売業者が販売した契約製品の数に、契約製品1台当たりの正味販売価格の所定割合（以下「ロイヤルティ料率」という。）を乗じた金員をいう。

- ii 審査官は、被審人と国内端末等製造販売業者の交渉の経緯（被審人が本件無償許諾条項の対象となるライセンシーの知的財産権の価値に応じたロイヤルティ料率又はその他の契約条件の調整のプロセスを拒絶したこと）から、本件無償許諾条項及び被審人等に対する非係争条項が実質的に無償と評価することができることを主張するが、本件ライセンス契約は、双方が一定の義務を負担するクロスライセンス契約としての性質を有するものであり、仮に被審人の交渉態度に問題があるといえたとしても、実質的に無償であると評価するのは困難である。

また、前記の点を措くとしても、一部の国内端末等製造販売業者は、CDMAに係る技術的必須知的財産権を保有していなかった。そして、本件ライセンス契約の交渉において、一部の国内端末等製造販売業者は、被審人に対し、保有する知的財産権を具体的に示して、その検討、評価、調整を行うことを要求していないことからすると、被審人において、ロイヤルティ料率及びその他の契約条件を調整したりしていなかったとしても、何ら不合理なものではない。他方、一部の国内端末等製造販売業者は、自社が保有する具体的な知的財産権を示して被審人との交渉を行っているところ、被審人は、ロイヤルティ料率の調整は行わなかったものの、被審人等に対する非係争条項において権利主張をしないと約束する範囲を定める「部品」等の定義を限定する等契約条件の調整を行っていることからすると、少なくとも、このような調整がされていないことを理由として本件無償許諾条項及び被審人等に対する非係争条項が無償ライセンスとしての性質を有するという審査官の主張はその前提を欠く。

- iii 被審人のライセンシーに対する非係争条項は、被審人とのライセンス契約に同様の条項を規定した被審人のライセンシー同士が、自らが保有し又は保有することとなる知的財産権に係る権利主張を相互にしないことを被審人に対して約束するというものであり、実質的にみると、被審人のライセンシー

が保有し又は保有することとなる知的財産権を相互に利用することができるようにすることを目的とした条項といえ、国内端末等製造販売業者にとっては、当該条項と同様の条項を規定した他の被審人のライセンシーの知的財産権を利用できるという対価があることになるから、無償ライセンスとしての性質を有するとはいえない。

(c) **不均衡であるという点について**

審査官は、本件無償許諾条項等により、国内端末等製造販売業者が、莫大な費用及び労力を投じて開発する広範な知的財産ポートフォリオについて、被審人に対し、無償で実施権を許諾し、又は、これに加えて被審人等や被審人の顧客及びライセンシーに対して権利主張をしないことを約束するとともに、被審人が一方的に決定したロイヤルティ料率に基づくロイヤルティを支払うことを義務付けられる一方で、被審人は、国内端末等製造販売業者等が保有し又は保有することとなるCDMA携帯電話端末等に関する極めて広範な知的財産権を、何らの対価を支払うことなく使用して、特許権侵害訴訟の提起等によって差し止められるなどといった権利行使を受けることのない安定性を有するCDMA部品を顧客に提供することが可能となることから、国内端末等製造販売業者と被審人との間で均衡を欠くと主張するが、本件ライセンス契約は、基本的に、クロスライセンス契約としての性質を有するものであるところ、審査官の主張は、本件無償許諾条項等を含む本件ライセンス契約の特定の条項についての国内端末等製造販売業者が負う義務と被審人が得られる権利だけを考慮し、国内端末等製造販売業者が得られる権利や被審人が負う義務を考慮しないものであり、本件ライセンス契約における本件無償許諾条項等の不均衡性の検討方法としては適切なものとはいえない。また、前記の点を措くとしても、前記(b)のとおり、本件無償許諾条項等が無償ライセンスとしての性質を有するとは認められないことからすると、審査官の主張は、その前提を欠く。

国内端末等製造販売業者がそれぞれ保有する知的財産権について、その価値に存在する差異が本件無償許諾条項等の規定された本件ライセンス契約の内容に何らかの差異を設けるべきほどのものであるのかは、証拠上明らかでなく、国内端末等製造販売業者の間で契約内容の差異を設けなかったことが、本件無償許諾条項等の制約の程度、内容が一部の国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に不合理であることを示すものであるとはいえない。

c) **国内端末等製造販売業者は本件無償許諾条項等により被るおそれのある不利益を填補又は回避できなかったという審査官の主張について**

審査官は、国内端末等製造販売業者は、本件無償許諾条項等が規定された本件ライセンス契約の締結を「余儀なく」されており、本件無償許諾条項等により被るおそれのある不利益を填補又は回避することができなかったと主張するが、拘束条件が付された取引を「余儀なく」させたか否かは、拘束条件付取引に該当するための直接の要件となるものではない。

d 本件無償許諾条項等の具体的な効果が認められ、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲阻害のおそれが具体的に立証されるという審査官の主張について

審査官の主張は、実際に本件無償許諾条項等による国内端末等製造販売業者の研究開発意欲が阻害されていることを主張立証することによって、本件無償許諾条項等による研究開発意欲阻害のおそれを間接的に立証しようとするものと考えられるが、後記(a)及び(b)のとおり採用できない。

(a) 審査官は、新たな技術のための研究開発活動への再投資を妨げられたとする事由（ロイヤルティ料率の調整を受けたりすることができなかったこと、製品の差別化が実際に困難となったこと、権利行使ができなかった事例が存在すること等）を主張するが、いずれも認められない。

(b) 本件無償許諾条項等による制約が広範かつ長期にわたり、また、不均衡な内容であることを認識して研究開発を行わざるを得ないという審査官の主張についても、国内端末等製造販売業者の研究開発意欲を阻害するおそれがあると推認できる程度に広範、無償、不均衡で不合理なものと認めるに足りる証拠がない。

e 被審人の有力な地位が強化されるおそれ

本件ライセンス契約は基本的にクロスライセンス契約としての性質を有するものであり、均衡のとれていないものであると認めるに足りる証拠がないことから、本件ライセンス契約ないし本件無償許諾条項等が、保有する知的財産権の範囲を超えて、被審人の地位を一方的に強化するものであると認めることはできない。

f 公正な競争秩序への悪影響

被審人に有力な技術が集積することで、ライセンス交渉における被審人の優位性が高まり、被審人による恣意的なライセンス条件の設定が可能となると主張するが、それらは単なる可能性にとどまり、競争秩序に悪影響を及ぼすことを裏付ける証拠等がない。

(4) 本件排除措置命令の対象範囲が、規律管轄権及び国際礼譲に関する国際法に違反するか（争点2）並びに本件排除措置命令が、独占禁止法第20条、同法第21条及び憲法第31条に違反するか（争点3）について

前記(7)のとおり、本件無償許諾条項等により公正競争阻害性が認められるとはいえないことからすれば、その余の点について判断するまでもない。

(5) まとめ

第三世代携帯無線通信規格に必須である工業所有権の被審人の保有状況等からすれば、被審人は、CDMA携帯電話端末等に関する技術に係る市場（本件検討対象市場）において有力な地位を有していたものと推認されるところ、このような被審人による国内端末等製造販売業者との間の本件ライセンス契約の締結に至る過程において、独占禁止法による何らかの規制を受けるべき行為が認定される余地があったとも考えられるが、前記(7)のとおり、被審人が本件無償許諾条項等を規定した本件ライセンス契約を国内端末等製造販売業者との間で締結したことについて、本件排除措置命令が摘示する拘束条件付取引に該当するものとして公正競争阻害性を有

すると認めるに足りる証拠はなく、前記の点を根拠として、被審人に対して排除措置命令を発することはできない。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第3項

4 (株)ラルズに対する排除措置命令及び課徴金納付命令に係る審決（食料品、日用雑貨品、衣料品等の小売業者による優越的地位の濫用）

事件番号	審判手続開始日	審判開催回数	審決年月日	課徴金（円）
平成25年（判）第28号及び第29号	25.10.17	12	31.3.25	12億8713万

(1) 被審人

名称	所在地
(株)ラルズ	札幌市中央区南十三条西十一丁目2番32号

(2) 事件の経過

本件は、平成25年7月3日、公正取引委員会が、(株)ラルズ（以下(2)及び(3)において「被審人」という。）に対し、独占禁止法第20条第2項の規定に基づき排除措置命令を、同法第20条の6の規定に基づき課徴金納付命令を行ったところ、被審人は、両命令に対して審判請求を行ったので、被審人に対し、同法第52条第3項の規定に基づき審判手続を開始し、審判官をして審判手続を行わせたものである。

公正取引委員会は、担当審判官から提出された事件記録並びに被審人から提出された異議の申立書及び被審人から聴取した陳述に基づいて、同審判官から提出された審決案を調査の上、被審人に対して審決案と同じ内容（審判請求を棄却する旨）の審決を行った。

(3) 判断の概要等

ア 原処分の原因となる事実

被審人は、遅くとも平成21年4月20日から平成24年3月13日までの間（以下「本件対象期間」という。）、自己の取引上の地位が納入業者のうち88社（以下「88社」という。）に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に、当該取引に係る商品以外の商品を購入させ、自己のために金銭、役務その他の経済上の利益を提供させていたものであり、以上の行為（以下「本件各行為」という。）は独占禁止法第2条第9項第5号イ及びロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日前においては旧一般指定第14項第1号及び第2号）に該当し、独占禁止法第19条の規定に違反するものである（以下、原処分で認定された違反行為を「本件違反行為」という。）。独占禁止法第20条の6の規定により、本件違反行為期間は平成21年4月20日から平成24年3月13日までであり、本件違反行為のうち平成21年独占禁止法改正法の施行日である平成22年1月1日以後に係るものについて、被審人と88社それぞれとの間における購入額（合計額は1287億1385万942円）を前提に算出された課徴金の額は、12億8713万円である。

イ 主要な争点及びそれに対する判断

(7) 本件各行為は、被審人が自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に行ったものか（争点1）

a 優越的地位の濫用規制の趣旨

独占禁止法第19条において、自己の取引上の地位が相手方に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に同法第2条第9項第5号（平成21年独占禁止法改正法施行日前においては旧一般指定第14項第1号ないし第4号）に該当する行為をすることが不公正な取引方法の一つとして規制されているのは、自己の取引上の地位が相手方に優越している一方の当事者（以下「甲」という。）が、相手方（以下「乙」という。）に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えることは、乙の自由かつ自主的な判断による取引を阻害するとともに、乙はその競争者との関係において競争上不利となる一方で、甲はその競争者との関係において競争上有利となるおそれがあり、このような行為は公正な競争を阻害するおそれ（公正競争阻害性）があるといえるからである。

b 優越的地位の濫用の判断基準

優越的地位の濫用規制の趣旨に照らせば、甲が乙に対し、取引上の地位が優越しているというためには、甲が市場支配的な地位又はそれに準ずる絶対的に優越した地位にある必要はなく、乙との関係で相対的に優越した地位にあれば足りると解される。また、甲が乙に対して優越した地位にあるとは、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合をいうと解される。

この判断に当たって、乙の甲に対する取引依存度が大きい場合、甲の市場におけるシェアが大きい場合又はその順位が高い場合、乙が他の事業者との取引を開始若しくは拡大することが困難である場合又は甲との取引に関連して多額の投資を行っている場合、また、甲との取引の額が大きい、甲の事業規模が拡大している、甲と取引することで乙の取り扱う商品又は役務の信用が向上する、又は甲の事業規模が乙のそれよりも著しく大きい場合には、乙は甲と取引を行う必要性が高くなるため、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すことになりやすいものといえる。

また、「不利益行為」（注1）を甲が行い、乙がこれを受け入れている事実が認められる場合、これを受け入れるに至った経緯や態様によっては、それ自体、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがわせる重要な要素となり得るものといえるべきである。

したがって、甲が乙に対して優越した地位にあるといえるか否かについては、①乙の甲に対する取引依存度、②甲の市場における地位、③乙にとっての取引先変更の可能性、④その他甲と取引することの必要性、重要性を示す具体的事実のほか、乙が甲による不利益行為を受け入れている事実が認められる場合、これを

受け入れるに至った経緯や態様等を総合的に考慮して、乙にとって甲との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、甲が乙にとって著しく不利益な要請等を行っても、乙がこれを受け入れざるを得ないような場合であるかを判断するのが相当である。

そして、甲が乙に対して優越的な地位にあると認められる場合には、甲が乙に不利益行為を行えば、通常は、甲は自己の取引上の地位が乙に対して優越していることを利用してこれを行ったものと認められ、このような場合、乙は自由かつ自主的な判断に基づいて不利益行為を受け入れたとはいえ、甲は正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第2条第9項第5号所定の行為を行っていたものと認めるのが相当である。

(注1)「不利益行為」とは、独占禁止法第2条第9項第5号イないしハが規定する行為をいう。

c 被審人の取引上の地位が88社に対して優越しているか否か

(a) 被審人の市場における地位

被審人は、北海道の区域内において食料品等の小売業を営む事業者として、殊に食品スーパーの分野において有力な地位にあったと認められる。

(b) 被審人と88社の関係

i 88社のうち27社については、前記(a)の事実に加え、27社の被審人に対する取引依存度が大きい(高い)こと等の事実を考慮すれば、27社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、審査官からの報告命令に対する27社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

ii 88社のうち34社については、前記(a)の事実に加え、34社の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば、34社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する34社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

iii 88社のうち22社については、前記 i 又は ii と同等の状況にはないとしても、前記(a)の事実に加え、22社において被審人との取引を主に担当している営業拠点の被審人に対する取引依存度が大きいこと、あるいは、同営業拠点の取引先に対する取引依存度における被審人の順位が高いこと等の事実を考慮すれば、22社にとっては、被審人との取引の継続が困難となれば、当該営業拠点の収益の大幅な落込みが予想され、北海道の区域内における事業方針の修正を余儀なくされるなど、全社的にみてもその後の事業経営に大きな支障を来すことが看取できる。

また、報告命令に対する22社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

iv 88社のうち5社については、前記 i ないし iii と同等の状況にはないとしても、前記(a)の事実に加え、資本金額、年間総売上高、従業員数などに照らし

て5社の事業規模が極めて小さいと認められること等の事実を考慮すれば、被審人に対する取引依存度が小さいことを勘案しても、なお5社にとって、被審人との取引の継続が困難になることは事業経営上大きな支障を来すものとうかがわれる。

また、報告命令に対する5社の回答内容等はこれら客観的状況に沿うものといえる。

(c) **不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等**

88社については、後記dに認定する被審人による不利益行為を受け入れていた事実が認められる。

これら不利益行為は、後記eに詳述するとおり、被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景とし、不特定多数の納入業者に対して、長期間にわたり、被審人の利益を確保することなどを目的として、役員等の指示の下、組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものであるところ、88社がこれら不利益行為を受け入れるに至った前記のような経緯や態様は、それ自体、被審人が88社に対してその意に反するような要請等を行っても、これが甘受され得る力関係にあったことを示すものである。

これらのことからすれば、88社は、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあったことがうかがわれる。

(d) **小括**

前記(a)ないし(c)の事実を総合的に考慮すれば、88社は、被審人との取引の継続が困難になることが事業経営上大きな支障を来すため、被審人が著しく不利益な要請等を行っても、これを受け入れざるを得ないような場合にあり、被審人の取引上の地位は88社に対して優越していたものと認められる。

d **本件各行為は不利益行為に当たるか**

(a) **本件従業員等派遣**

i **従業員等の派遣を受ける行為が不利益行為となる場合**

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であり、同取引において、売主は、買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したところ、買主が小売業者である場合に、買主の新規店舗の開設、既存店舗の改装及びこれらの店舗での開店セール等の際に、買取取引で仕入れた商品を他の陳列棚から移動させ、又は新たに若しくは補充として店舗の陳列棚に並べ、又は接客するなどといった作業は、本来買主が行うべき役務であることから、売主が自社の従業員等を派遣して前記のような作業に当たらせること（以下「新規店舗開設等作業のための従業員等派遣」という。）は、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、そのような行為は原則として不利益行為に当たることになる。

もっとも、例外的に、①従業員等の業務内容、労働時間及び派遣期間等の派遣の条件について、あらかじめ相手方と合意し、かつ、派遣される従業員等の人件費、交通費及び宿泊費等の派遣のために通常必要な費用を買主が負担する場合、②従業員等が自社の納入商品のみの販売業務に従事するものな

どであって、従業員等の派遣による相手方の負担が従業員等の派遣を通じて相手方が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、相手方の同意の上で行われる場合（以下「従業員等派遣例外事由」という。）は、不利益行為には当たらないと解される。

ii 本件に係る判断

本件従業員等派遣に応じた従業員等の作業内容によれば、本件従業員等派遣は、新規店舗開設等作業のための従業員等派遣であると認められる。

また、被審人は、従業員等の業務内容等の派遣の条件について、あらかじめ53社（注2）と合意しておらず、かつ、派遣される従業員等の人件費等の派遣のために通常必要な費用を負担していなかったものであり、前記従業員等派遣例外事由①に該当する事実は認められない。

さらに、納入業者の従業員等が行う本件開店準備作業等は、自社商品と他社商品とで区別なく行われたものであって、被審人は当該納入業者から購入する商品を増やす等の見返りを約束するものではなかったものであり、前記従業員等派遣例外事由②に該当する事実は認められない。

以上のとおり、本件従業員等派遣は不利益行為に該当すると認められる。

（注2）本件従業員等派遣を行った納入業者

(b) 本件協賛金の提供

i 金銭の提供を受ける行為が不利益行為となる場合

被審人と納入業者との間の取引は買取取引であり、同取引において、売主は、買主に商品を引き渡すことにより取引契約上の義務を履行したところ、契約等に別段の定めがなく、協賛金等の名目で売主が買主のために本来提供する必要のないものである金銭を提供することは、提供した金銭がそのまま売主の損失となるものであり、売主にとって通常は何ら合理性のないことであり、原則として不利益行為に当たる。

もっとも、例外的に、協賛金等の名目で売主が提供する金銭について、その負担額、算出根拠及び使途等について、あらかじめ買主が売主に対して明らかにし、かつ、当該金銭の提供による売主の負担が、その提供を通じて売主が得ることとなる直接の利益等を勘案して合理的な範囲内のものであり、売主の同意の上で行われる場合（以下「金銭提供例外事由」という。）は、不利益行為には当たらないと解される。

ii 本件に係る判断

本件協賛金のうち、オープンセール協賛金について、被審人と54社（注3）との間での契約等では別段の定めはなく、また、創業祭協賛金については、被審人と86社（注4）との間で契約等での別段の定めがあったものとは認められず、本件協賛金の提供は、各商品部の仕入担当者が、その算出根拠や使途について具体的に説明することなく各自の担当する納入業者の担当者に対して要請し、金銭の提供を受けていたものであること、さらに、その使途については、これを提供した納入業者が納入する商品の販売に結び付けて使用しておらず、納入業者に対する見返りもなかったものであることから、

54社又は86社にとっては、本来提供する必要のないものである。

そして、被審人は、あらかじめ使途、算出根拠を明らかにしておらず、納入業者が納入する商品の販売促進につながるなど、本件協賛金の提供を通じて54社又は86社が得ることとなる直接の利益もないことからすると、金銭提供例外事由は認められない。

以上によれば、本件協賛金の提供を受ける行為は不利益行為に該当すると認められる。

(注3) オープンセール協賛金の提供を行った納入業者

(注4) 創業祭協賛金の提供を行った納入業者

(c) **本件商品の購入**

i **取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務を販売する行為が不利益行為に当たる場合**

ある事業者と継続的な取引関係にある相手方が、自己の事業遂行上必要としない、又は、その購入を希望していないにもかかわらず、当該取引に係る商品又は役務以外の商品又は役務（以下「不必要商品等」という。）をその事業者から購入することは、当該相手方にとって通常は何ら合理性のないことである。

したがって、事業者が、継続的な取引関係にある相手方に対し、不必要商品等の購入を要請し、これを相手方に販売する行為は、原則として、不利益行為に当たると解される。

もっとも、例外的に、相手方に対し特定の仕様を指示して商品の製造又は役務の提供を発注する際に、当該商品又は役務の内容を均質にするため又はその改善を図るため必要があるなど合理的な必要性から、当該相手方に対して当該商品の製造に必要な原材料や当該役務の提供に必要な設備を購入させる場合（以下「商品購入要請例外事由」という。）は、不利益行為には当たらないと解される。

ii **本件に係る判断**

本件商品（紳士用スーツ等）は、一般消費者向けに販売されるものであり、被審人と18社（注5）との取引に係る商品ではなく、18社の事業遂行上必要としないものであり、また、被審人は、販売目標を設定し、販売目標の達成状況を管理するなど組織的かつ計画的に18社に対し、繰り返し本件商品の購入を要請するなどした結果、18社が本件商品を購入したことからすれば、18社は自発的に本件商品の購入を希望していたものとは認められず、本件商品は、18社にとって不必要商品等であった。

そして、被審人が本件商品を18社に販売する行為については、商品購入要請例外事由には該当せず、不利益行為に該当するものと認められる。

(注5) 本件商品を購入した納入業者

(d) **小括**

以上のとおり、本件各行為は、いずれも不利益行為に該当するものと認められる。

e 88社が不利益行為を受け入れるに至った経緯や態様等

被審人は、消費者に販売するために商品を納入業者から購入する大規模な小売業者であり、他方で88社は、自ら製造しあるいは自ら仕入れた商品を、被審人に販売する納入業者であって、88社に対する前記d認定の不利益行為は、このような被審人によるいわゆるバイイングパワーが発揮されやすい取引上の関係を背景として、88社という多数の取引の相手方に対して、遅くとも平成21年4月20日から平成24年3月13日までの長期間にわたり、被審人の利益を確保することなどを目的として、役員等の指示の下、組織的かつ計画的に一連のものとして行われたものである。

以上のような不利益行為を88社が受け入れるに至った経緯や態様は、それ自体、被審人が納入業者一般に対してその意に反するような要請等を行っても、一般的に甘受され得る力関係にあったことを示すものであるから、前記c (d)において被審人の88社に対する取引上の地位を判断する際に考慮したとおり、前記d認定の不利益行為を受け入れていた納入業者については、被審人が著しく不利益な要請等を行ってもこれを受け入れざるを得ないような場合にあったことをうかがうことができる。

f 優越的地位の濫用に該当するか

前記cのとおり、被審人の取引上の地位は88社に対して優越していたことが認められ、また、前記dのとおり、被審人は88社に対して不利益行為を行っていたことが認められる。

したがって、被審人は、本件対象期間中、自己の取引上の地位が88社に優越していることを利用して、正常な商慣習に照らして不当に独占禁止法第2条第9項第5号イ及びロ（平成21年独占禁止法改正法の施行日前については、旧一般指定第14項第1号及び第2号）に該当する行為を行っていたものであり、当該行為は、優越的地位の濫用に該当すると認められる。

(4) 本件における違反行為期間（争点2）

a 違反行為期間の捉え方について

本件各行為は、独占禁止法上一つの優越的地位の濫用として規制されるものといえるから、違反行為期間についても、本件各行為が最初に行われた日を「当該行為をした日」（独占禁止法第20条の6）、本件各行為がなくなったと認められる日を「当該行為がなくなる日」（前同）とすることになる。

b 当該行為をした日

本件各行為のうち最も古いものは、平成21年4月20日に納入業者の従業員等に商品の陳列等の作業を行わせたことであり、当該行為をした日は、遅くとも、被審人が前記役務を提供させた日である平成21年4月20日である。

c 当該行為がなくなる日

組織的かつ計画的に一連のものとして行われた違反行為について、①違反行為者の代表者のようにしかるべき地位にある者が、継続して行われていた違反行為に該当する行為を今後禁止する旨の意思決定を行い、かつ、役員及び従業員等に周知した場合、又は、②違反行為者の事業活動上の意思決定機関が同様の意思決

定を行い、かつ、従業員等に周知した場合に該当する事情があれば、通常は、違反行為はなくなったと判断される。

ただし、優越的地位の濫用行為は、違反行為者が取引の相手方に対して不利益な要請を行い、これに応じさせる態様を含む違反行為であるから、既に違反行為者が取引の相手方に対して不利益な要請を行っており、当該取引の相手方においてこれに応じる可能性があるような場合には、前記①又は②として違反行為がなくなったと判断されるためには、単に違反行為者の内部において不利益な要請を今後行わない旨の意思決定をし、これを違反行為者の内部に周知するだけでは足りず、さらに、既に違反行為者が行った不利益な要請に対して、当該要請の相手方においてこれに応じることがないような対策（例えば、[a]当該要請の相手方に対して、当該要請に応じる必要がない旨を周知することや、[b]自社の従業員等に対し、当該相手方が要請に応じてきた場合にはこれを受け入れてはならないことを徹底することなど）を伴う必要がある。

これを本件についてみるに、被審人の平成24年1月28日までの一連の取組からは、既に被審人が行った不利益な要請に対して、相手方である納入業者がこれに応じることがないような対策を講じていたとはうかがえない。

他方、被審人は、同年3月14日の取締役会において、被疑事実に係る行為の取りやめ及び再発防止に関する決意表明並びにその文書を取引先へ送付することに関する本件取締役会決議を行っており、同日、取引先である納入業者に対し、前記決議に係る文書を送付したことがうかがわれる。そうだとすれば、被審人としては、取締役会決議と前記文書の送付をもって、既に被審人が行った不利益な要請に対して、納入業者がこれに応じることがないような対策を講じたといえることができるから、取締役会決議（及びその社内周知）と納入業者に対する前記文書の送付は、前記②の事情に該当するものといえる。

したがって、本件違反行為は平成24年3月14日以降、取りやめられており、本件における独占禁止法第20条の6の「当該行為がなくなる日」は、平成24年3月13日と認めることができる。

(4) 法令の適用

独占禁止法第66条第2項